



島根県報

令和3年10月1日（金）

第 248 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による介護老人保健施設の開設の許可	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による介護老人保健施設の廃止の届出	（ 〃 ）	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	2

【訓 令】

島根県公印規程の一部改正	（総 務 課）	3
--------------	---------	---

【公 告】

令和3年度秋期島根県狩猟免許試験の実施	（農林水産総務課）	3
肥料の登録	（農 畜 産 課）	5

【特定調達公告】

島根県ネットワーク基盤関連業務支援業務委託に係る随意契約の相手方等	（情 報 政 策 課）	5
浜田水産高等学校レーザー加工機の調達に係る一般競争入札の実施	（教 育 施 設 課）	6

告 示**島根県告示第592号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設の許可をしたので、同法第104条の2第1号の規定により告示する。

令和3年10月1日

島根県知事 丸 山 達 也

開設者の名称又は氏名	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	許可年月日
医療法人徳洲会	介護老人保健施設	介護老人保健施設 出雲徳洲苑	出雲市斐川町直江3964-1	令和3年10月1日

島根県告示第593号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の廃止の届出があったので、同法第104条の2第2号の規定により告示する。

令和3年10月1日

島根県知事 丸 山 達 也

開設者の名称又は氏名	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	廃止年月日
医療法人沖縄徳洲会	介護老人保健施設	介護老人保健施設 出雲徳洲苑	出雲市斐川町直江3964-1	令和3年9月30日

島根県告示第594号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年10月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 区域の名称 寺津
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から19号までを順次に結んだ線及び標柱1号と19号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市西浜佐陀町1358番	1号及び17号
〃 1356番	2号
〃 1355番5	3号から5号まで
〃 1354番1	6号
〃 1354番5	7号
〃 1355番2	8号から12号まで
〃 191番	13号から15号まで
〃 192番	16号
〃 1359番続1地先道	18号及び19号

訓 令

島根県訓令第14号

本 庁
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和3年10月1日

島根県知事 丸 山 達 也

別表第3に次の1号を加える。

40 人事記録に関する規則（昭和29年島根県人事委員会規則第5号）に基づく島根県勤務記録の原本証明

附 則

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第1項の規定により、令和3年度秋期島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

令和3年10月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令	90分
鳥獣の保護及び管理に関する知識	
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護及び管理に関する知識及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
わな猟免許	1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	試験を実施する免許の種類	所在地及び会場名	対象区域
11月20日（土）	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域
11月23日（火）	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) わな猟免許	2,900円
	(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	3,900円
2 1以外の者	(1) わな猟免許	3,900円
	(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	5,200円

(3) 狩猟免許申請書の提出先及び提出期限

ア 申請書の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部農林水産総務課鳥獣対策室
 （電話 0852-22-5335）

イ 申請書の提出期限

ウの窓口に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書し、締切日までに必着とすること。

ウ 申請書の配布窓口

- ・島根県農林水産部農林水産総務課鳥獣対策室
- ・東部農林水産振興センター林業振興課
- ・東部農林水産振興センター雲南事務所林業普及第二課
- ・東部農林水産振興センター出雲事務所林業普及第二課
- ・西部農林水産振興センター林業振興課
- ・西部農林水産振興センター県央事務所林業普及第二課
- ・西部農林水産振興センター益田事務所林業普及第二課
- ・隠岐支庁農林水産局林業振興・普及第二課

6 その他

- (1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日に必ず携行し、受付に提出すること。
- (2) 試験についての問合せは、5の(3)のウの窓口にすること。

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和3年10月1日

島根県知事 丸 山 達 也

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の 規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和3年9 月17日	島肥登第 412号	乾燥菌体肥 料	乾燥トルラ酵 母肥料	窒素全量 7.0 りん酸全量 1.0	公 定 規 格 の と お り	日本製紙株式会社 東京都北区王子一丁目4番1号

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年10月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県ネットワーク基盤関連業務支援業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県地域振興部情報政策課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年9月15日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テクノプロジェクト 代表取締役 山中 茂 島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

189,002,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年10月1日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

浜田水産高等学校レーザー加工機 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年3月31日（木）

(4) 納入場所

島根県立浜田水産高等学校（島根県浜田市瀬戸ケ島町25－3）

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4 機械器具類」小分類「(2) 工作機器」に登録されている者であること。

(5) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、機器の操作方法のサポート、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。

(6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(7) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受

け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

- (8) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札手続等

- (1) 担当部局（問合せ先）

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階
島根県教育庁教育施設課
電話 0852-22-6789
FAX 0852-22-6016

- (2) 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

令和3年10月1日（金）から同年11月9日（火）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入及び押印の上、FAXで上記の部局へ送付すること。

- (3) 入札書の提出期限等

ア 日時 令和3年11月9日（火）午前10時00分まで
（郵便入札にあつては、令和3年11月9日（火）午前9時30分必着）
イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎 教育委員室
（郵便入札にあつては、(1)の場所）

- (4) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年11月9日（火）午前10時00分から
イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎 教育委員室

4 その他

- (1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号又は第7号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3の(1)の場所に令和3年10月27日（水）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

- (6) 契約書の作成の要否

要する。

- (7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1 回を限度とする。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県教育庁教育施設課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Laser Processing Machine 1 Set

(2) Deadline for Tender : 10 : 00 a.m. November 9, 2021

(Applications by mail must arrive at the Office above by 9 : 30 a.m. November 9, 2021)

(3) Please tender all information to : C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8502 Japan

TEL : 0852-22-6789